
広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業
基本協定書（案）

令和5年5月10日

岩手中部広域行政組合

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書

目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(発注者及び落札者の義務)	1
第3条	(特定事業契約の締結)	1
第4条	(賠償額の予定)	2
第5条	(運営事業者)	2
第6条	(株主の誓約)	3
第7条	(準備行為)	3
第8条	(特定事業契約の不成立)	3
第9条	(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)	3
第10条	(秘密保持義務)	4
第11条	(管轄裁判所)	4
第12条	(本協定の有効期間)	4
第13条	(準拠法及び解釈)	4
第14条	(定めのない事項)	5
別紙1	運営事業者の資本金及び株主の構成	6
別紙2	出資者保証書(様式)	7

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書（案）

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、岩手中部広域行政組合（以下「発注者」という。）は、【 】（以下「代表企業」という。）、【 】、【 】、【 】及び【 】で構成される【 】グループ（以下、代表企業、【 】及び【 】を「構成員」、構成員以外の者を「協力企業」、構成員及び協力企業を「落札者」と総称する。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し落札者が総合評価一般競争入札により落札者として選ばれたことを確認し、本事業のうちの運営業務の遂行者（以下「運営事業者」という。）の構成員による設立及び本事業に係る次の各号に掲げる契約（以下総称して「特定事業契約」という。）の締結に向けた、発注者及び落札者の双方の協力について基本的な事項を定めることを目的とする。

- (1) 発注者と落札者及び運営事業者の間で締結される広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業基本契約（以下「基本契約」という。）
- (2) 発注者と【 】（以下「建設事業者」という。）の間で締結される広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）
- (3) 発注者と運営事業者の間で締結される広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業運営業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）

（発注者及び落札者の義務）

第2条 発注者及び落札者は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 落札者は、特定事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る発注者の要望事項（広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会の要望事項を含む。）を尊重する。

（特定事業契約の締結）

第3条 発注者及び落札者は、特定事業契約を、入札説明書に添付の契約書案の形式及び内容にて、令和6年1月下旬を目処にこれを仮契約として締結するべく最大限努力する。

- 2 発注者は、入札説明書に添付の契約書案の文言に関し、落札者より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確にする。
- 3 発注者及び落札者は、特定事業契約締結後から本事業の終了の日まで、本事業の遂行のために協力する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、特定事業契約の締結までに、構成員又は協力企業のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、特定事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 構成員又は協力企業のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に基づき排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。当該排除措置命令を受けた者が行政

事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- (2) 構成員又は協力企業のいずれかが、独占禁止法第 62 条第 1 項により課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。当該課徴金納付命令を受けた者が行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (3) 第 1 号又は第 2 号において、構成員又は協力企業のいずれかが、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、独占禁止法に違反する事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。
 - (4) 構成員若しくは協力企業又は構成員若しくは協力企業のいずれかの代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 構成員又は協力企業のいずれかの代表者、役員又は使用人について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき。
- 5 特定事業契約の締結までに、構成員又は協力企業のいずれかが、入札説明書において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、発注者は、特定事業契約を締結しないことができる。

（賠償額の予定）

- 第 4 条 落札者は、構成員又は協力企業のいずれかが前条第 4 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が特定事業契約の締結又は解除をするか否かを問わず、違約金として、本事業の入札価格の 100 分の 10 に相当する額を支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、構成員及び協力企業は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。
 - 3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合においては、当該超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。かかる超過分の損害賠償義務についても、構成員及び協力企業は、連帯してこれを負担する。

（運営事業者）

- 第 5 条 構成員は、本協定締結後速やかに、本事業に係る入札説明書、入札提案書類及び次の各号に定めるところに従い、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づき運営事業者を株式会社として設立する。
- (1) 運営事業者の定款の目的を、本事業の運営・維持管理業務を行うことのみとする。
 - (2) 会社法 107 条第 2 項第 1 号イに定める事項について定款に定めることにより、運営事業者の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、会社法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項及び会社法第 140 条第 5 項ただし書きにある別段の定めについては、運営事業者の定款に定めてはならない。
 - (3) 運営事業者は、会社法第 108 条第 1 項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行してはならない。
 - (4) 運営事業者は、会社法第 109 条第 2 項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う旨」を運営事業者の定款に定めてはならない。
 - (5) 運営事業者は、募集株式の割当てに関する会社法第 204 条第 1 項に定める決定につ

いて、運営事業者の定款に会社法第 204 条第 2 項ただし書きにある別段の定めを定めてはならない。

(6) 運営事業者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第 243 条第 1 項による決定について、運営事業者の定款に会社法第 243 条第 2 項ただし書きにある別段の定めを定めてはならない。

(7) 運営事業者は、会社法第 326 条第 2 項に定める監査役の設置に関する定款の定めをおかなければならない。

(8) 運営事業者は、会社法第 326 条第 2 項に定める会計監査人の設置に関する定款の定めをおかなければならない。

(9) 運営事業者の資本金及び株主の構成は別紙 1 記載のとおりとする。

(10) 運営事業者の資本金は[]円（提案による金額）とする。

2 前項の場合において、構成員は、必ず運営事業者に出資するものとし、設立時における代表企業の議決権保有割合は出資者中最大とし、かつプラント部分の設計及び施工を担当する構成員の議決権保有割合は 100 分の 50 を超えるものとする。契約期間中、構成員は、発注者の書面による事前の承諾なく、運営事業者の株式について譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。構成員は、契約期間中、発注者の書面による事前の承諾なく、運営事業者に対する議決権保有割合を変更することはできない。

3 構成員は、特定事業契約を仮契約として締結する時までに、設立時の取締役、監査役及び会計監査人並びに構成員の保有する運営事業者の株式数を発注者に報告し、運営事業者の登記事項証明書、定款（原本証明付写し）及び株主名簿（原本証明付写し）を発注者に提出する。運営事業者の設立後、取締役、監査役及び会計監査人の改選（再任を含む。）、定款の変更並びに株主名簿の記載内容の変更があった場合も同様とする。

（株主の誓約）

第 6 条 落札者は、構成員を含む運営事業者の株主をして、運営事業者設立後遅滞なく、別紙 2 の様式の出資者保証書を発注者に提出させる。運営事業者が増資した場合等、株主に変動があった場合も同様とする。

（準備行為）

第 7 条 運営事業者の設立の前後を問わず、また、特定事業契約締結前であっても、落札者は、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、発注者は、必要かつ可能な範囲で、自己の費用で、かかる準備行為に協力する。

（特定事業契約の不成立）

第 8 条 事由の如何を問わず、特定事業契約の締結に至らなかった場合、既に発注者及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

第 9 条 発注者及び落札者は、互いの承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

（秘密保持義務）

第10条 発注者及び落札者は、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、発注者又は落札者のいずれの責めにも帰すことができない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び落札者が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び落札者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者と落札者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー業務等の受託者及び本事業に関する落札者の下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 本事業の実施に必要な範囲で、発注者の構成市町に開示する場合
- (6) 発注者が、本事業における施設の運営及び維持管理に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

（管轄裁判所）

第11条 発注者及び落札者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、盛岡地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（本協定の有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の終了の日までとする。

（準拠法及び解釈）

第13条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本協定、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

(定めのない事項)

第14条 本協定に定めのない事項については、発注者及び落札者が別途協議して定める。

この契約の証として、本書【 】通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者)	岩手県北上市和賀町後藤3地割60番地 岩手中部広域行政組合 管理者 北上市長 八重樫 浩文	
(落札者)	[応募企業又は応募グループ] (構成員(代表企業)) [所在地] [会社名] [代表者名]	印
	(構成員) [所在地] [会社名] [代表者名]	印
	(協力企業) [所在地] [会社名] [代表者名]	印
	(協力企業) [所在地] [会社名] [代表者名]	印

別紙 1 運営事業者の資本金及び株主の構成

運営事業者への出資金額及び株主の構成

1 運営事業者への設立当初の出資金額及び株主の構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

2 運営業務開始時から事業期間終了時までにおける運営事業者への出資金額及び株主の構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

以 上

別紙2 出資者保証書（様式）

令和 年 月 日

岩手中部広域行政組合 管理者 八重樫 浩文 様

出 資 者 保 証 書

〔運営事業者〕の株主である〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「株主」という。）は、本日付けをもって、岩手中部広域行政組合に対し、岩手中部広域行政組合の行う広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業に関して、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日付広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証します。

記

- 第1条 〔運営事業者〕は、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、岩手中部広域行政組合圏域内において適法に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在すること。
- 2 〔運営事業者〕の設立当初の発行済株式総数は、〔 〕株であり、株主間契約の定めにしたがって、これら株式の全部を当社らが保有し、そのうち、〔 〕株は代表企業が、〔 〕株は〔 〕が、〔 〕株は〔 〕が保有していること。
- 3 運営業務開始時における〔運営事業者〕の発行済株式総数は、〔 〕株であり、株主間契約の定めにしたがって、これら株式の全部を当社らが保有し、そのうち、〔 〕株は代表企業が、〔 〕株は〔 〕が、〔 〕株は〔 〕が保有すること。
- 4 株主は、基本協定に別途定める場合又は岩手中部広域行政組合の承諾がない限り、基本協定に定める出資割合等を変更しないこと。
- 5 株主が保有する〔運営事業者〕の株式に、岩手中部広域行政組合の要請に応じ、担保権を設定すること。
- 6 その他基本協定の定めを遵守すること。

（構成員（代表企業））

〔所在地〕

〔会社名〕

〔代表者名〕

印

（構成員）

〔所在地〕

〔会社名〕

〔代表者名〕

印

（構成員）

〔所在地〕

〔会社名〕

〔代表者名〕

印